

兵ト発第 33号

公告第 481号

## 公 告

### 任意継続被保険者にかかる標準報酬月額について

健康保険法第47条2項ただし書きに規定する当健康保険組合の平成25年9月30日における全被保険者の報酬月額を平均した標準報酬月額は、つぎのとおりであるので公告する。

記

標準報酬月額 360,000円 日額 12,000円

この標準報酬月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する。

平成26年2月13日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理 事 長 瀧 川 博 司